

■委員長挨拶により開会。

●まず、第24号議案「四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

世代や立場を超えて多くの市民や来場者が集い交流しながら、市民の明るく豊かな文化・芸術活動及び生涯にわたる学習活動の推進を図るとともに、豊かな心を育む社会の実現に寄与するため四万十市総合文化センターを設置するもので、当センターの管理を指定管理者に行わせることができる規定とし、開館時間はこれまでの中央公民館等と同様、午前9時から午後10時まで、休館日は12月29日から翌年1月3日までとする。施設使用料金は、県内の類似施設を参考に設定し、大ホールはこれまでの施設と同様の利用区分とした。貸室については利便性を図るため1時間あたりの基本使用料を設定。また、展示スペースや交流ロビー等の貸しスペースについても1平方メートル1時間あたりの使用料を設定した

【質疑：谷田委員】

働く婦人の家で行われていた卓球について、新施設では使用料が高くて利用できなくなるのではないかと心配されるが、改善されているか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

卓球はスポーツ活動のため、当センターの貸室としては設定しておらず、安並スポーツセンター等の施設を利用していただくことになる。ただし、スポーツセンターの卓球場は使用料金が必要となるので、支払うことが困難な場合には、休校舎を利活用できないか、現在、庁内で検討している。

【質疑：谷田委員】

こども食堂なんかの調理室はどのように考えているか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

こども食堂等については、現在、生涯学習課としては後援させてもらっている。生涯学習課が後援することになると、利用される部屋の料金については半額免除になるかと思う。

【質疑：谷田委員】

この料金設定は、ここに提案する前に、検討委員会等で検討した内容か。

【答弁：花岡生涯学習課長】

整備検討委員会に2回にわたり提示させていただき、協議させていただいている。

【質疑：川淵副委員長】

附則の条例施行日が令和6年4月1日からだが、一部条項が令和5年10月1日からの施行としているのはどういうことか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

管理運営実施計画において、開館時の施設予約は6か月前から行うこととしていることから、これに基づき使用に関する条項について施行日を早くしている。

【質疑：川淵副委員長】

予約受付は誰が行うのか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

受付業務については、現在まだ選定していないが、指定管理者が令和6年4月1日から行うことになると思う。令和5年度においては、指定管理者候補となる団体と一緒に業務を進めていきたいと考えている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第29号議案「四万十市特別会計条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：土居市民・人権課長補佐】

四万十市住宅新築資金等貸付事業で、これまで資金借入者に対し償還事務を行っていたが、令和3年5月10日付で完済、全額償還となり貸付事業が終了したことから、条例に規定する当該事業の箇所を削除するもの。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第30号議案「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：土居市民・人権課長補佐】

地方税法施行令の改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額が5割軽減されることに伴い、当条例の一部改正を行うもので、対象者は四万十市国民健康保険に加入する全未就学児で、減額割合は均等割額の5割である。軽減のない世帯の場合は医療分の均等割2万円が半額の1万円に、7割軽減世帯の場合は6,000円が3,000円に減額になるものである。

【質疑：平野委員】

基礎課税額とは。

【答弁：白土市民・人権課国保係長】

基本的には医療費の財源に充てるものである。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第31号議案「四万十市教育研究所設置条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：中脇学校教育課長補佐】

田野川小学校に設置している四万十市教育研究所を、令和4年3月31日をもって休校となる東中筋中学校に移設し、令和4年5月1日から開設するにあたり条例改正を行うもの。教育研究所は以前、中央公民館に設置していたが、公民館解体に伴い令和2年4月から田野川小学校で運営している。研究所内に設置している不登校児への適応指導教室「ふれあい学級」は、さまざまな学年の子ども達が利用しており、本来なら一定の教室が確保されるべきところだが、観光商工課の普通財産として教室等が民間会社に一部貸与されていることなど、ふれあい学級として使用できる教室が制限されている状況であった。令和4年4月を目標に中学校再編協議が進んでいたこともあり、教育委員会が所管する教育財産のうち教育研究所の移設にふさわしい施設を検討した結果、不登校児が利用する配慮として、中学校舎が小学校舎と隣接していない学校、生徒が多数居住する地域に比較的近い学校、駅などがあり、公共交通機関による通所が見込めるものという観点から、東中筋中学校がふさわしいと判断した。

【質疑：川淵副委員長】

教育委員会内での協議で移設先を決定したようだが、地元協議は行われたか。

【答弁：中脇学校教育課長補佐】

今年1月に、東中筋地区の区長会で方針を伝えたところ、現在、地区では利活用について具体的な意向はないということで承認いただいている。

【意見：川淵副委員長】

東中筋中学校が適地であることは認識しているが、休廃校舎の利活用については、広く市民に投げかけていただきたい。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第32号議案「四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

大学誘致に伴い、下田中学校のグラウンド照明施設を撤去するため項目から削除するもの。また、八束中学校は廃校となることから「旧八束中学校」に改め、蕨岡中学校テニスコートについては、平成26年1月に完成した体育館が、テニスコートを除去したうえに建設されたもので現存していないが、条例改正手続きが行われていなかったため、今回改正を行うもの。施行日については、蕨岡中学校のテニスコートは条例交付の日から、その他の施設については令和4年4月1日からとしている。

【質疑：川淵副委員長】

大学新学部設置はまだ正式決定となっていないので、条例改正はそれ以降で良いのでないか。

【答弁：花岡生涯学習課長】

グラウンドに駐車場を整備する予定で、照明施設は今後活用見込がないことで撤去してほしいとの

要望が大学側からあり、対応したものである。

※他に質疑なく終了。

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 33 号議案「四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：花岡生涯学習課長】

一般市民が夜間に体育館を利用する場合には学校長の同意が必要だが、休校舎の場合は学校長が存在しないことから、「施設管理者」に改めるもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 36 号議案「四万十市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：武田子育て支援課長】

施設職員の事務負担の軽減、保護者の利便性向上を図る観点から、国基準の一部が改正されたことに伴い条例改正を行うもの。事業者等において書面で作成、保存することとされていたものを、電磁的記録での対応も可能とすること。また、保護者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、保護者の同意の取得についても電磁的方法によることを可能とするもの。具体例では、「重要事項説明書」を書面で交付し同意を得ているが、改正によりメール等でのやり取りが可能となるもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 37 号議案「四万十市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：武田子育て支援課長】

国基準の一部が改正されたことに伴い条例改正を行うもので、家庭的保育事業者等の事務負担を軽減する観点から書面の作成、保存等について電磁的記録での対応を可能とする改正を行うもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 39 号議案「四万十市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例」並びに第 40 号議案「四万十市介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：竹田高齢者支援課長】

第 39 号議案と第 40 号議案は関連しているので合わせて説明する。

高額介護サービス費の貸付制度は、高額介護サービス費が対象となる利用者負担金の支払いが一時的に困難な方に、後から給付される高額サービス費を限度として市が貸し付けを行う制度で、平成 12 年の介護保険制度創設と同時に設けられたものだが、平成 21 年度を最後に全く利用されていない。また、県下で、この貸付制度があるのは 3 市町のみで、いずれも近年、利用実績がないとのことである。よって、制度としての役目は終えたと思われることから当該貸付の条例並びに基金条例の廃止を行うもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 45 号議案「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の一部変更について」、審査を行った。

【質疑：平野委員】

幡多中央環境施設組合を削除する理由は。

【答弁：渡邊環境生活課長】

幡多中央環境施設組合の正職員がいなくなったことから、高知縣市町村事務組合から脱退するもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 46 号議案「高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：渡邊環境生活課長】

津野山広域事務組合が高知縣市町村総合事務組合を脱退し、高幡東部清掃事務組合に合併することから、財産処分を高幡東部清掃事務組合に帰属するもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 47 号議案「高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：渡邊環境生活課長】

幡多中央環境施設組合が高知縣市町村事務組合から脱退するに伴い、これまで支払ってきた負担金等について還付金があり、それを受け入れるもの。

※質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、議員提出議案第 1 号「四万十市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」について、提出者の上岡 正議員から説明を受け審査を行った。

【説明：上岡 正議員】

内容については、第 22 条第 1 号アの 60 円を 40 円に、イの 50 円を 30 円に、ウの 30 円を 20 円に改めるもの。施行期日を令和 4 年 4 月 1 日として提案したが、議案質疑の中で、4 月 1 日を施行期日としているのはスケジュール的にタイトではないかとの指摘があった。その時は十分時間があると答弁したが、本日、四万十市会議規則第 19 条により、施行期日を令和 4 年 10 月 1 日に訂正したいと考えている。訂正理由は、議案質疑後に議案の内容を再度精査したところ、販売店との契約が 3 年間となっていることが判明した。そのことにより事務量が増大し、令和 4 年 4 月 1 日での施行は困難と判断したためである。

【質疑：白木委員】

訂正したものが議案として上がっていないが、令和 4 年 10 月 1 日施行をもとに今日は協議するのか。

【答弁：上岡 正議員】

まだ上げていないので、ここでは令和 4 年 4 月 1 日施行をもとに論議をお願いしたい。

【補足説明：西澤議会事務局長】

昨日、上岡 正議員より、期日はまだ確定してないが、施行日について訂正したい旨の相談があった。その際、委員会の場では特段訂正することはないという話であったので、本委員会では原案のとおり改正内容で説明いただき、本会議の中で訂正していただく日を設ける形になろうという話をさせていただいた。

【意見：白木委員】

今回の条例改正に、私は反対の立場であり、「四万十市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の名称にある廃棄物の減量の観点から、意見を述べさせていただく。ごみの減量化は行政の最大の課題であると考えている。平成 22 年の 1 人当たりの家庭ごみの排出量は 734 g であり、10 年後までに 100 g 削減するという目標を掲げていたが、全く減量できていない。リサイクル率も悪い。ごみの分別（リサイクル）をすることによって普通ごみを減らす取組方法を、市は分かりやすく市民に周知していかなければならないと思う。以前、一般廃棄物処理手数料（指定袋）を上げた際に、ごみの排出量が減ったことがあった。手数料という負担を市民に求めることは認められているため、ごみが減量できていない状態で、安易にその手数料を下げるのはどうかと思う。分別がされていない状態で手数料を下げると、更に分別されなくなると思う。

【意見：谷田委員】

私は上岡議員の提案に賛成したが、様々な質疑を聞く中で、4 月 1 日の施行は難しいという結論になった。

【意見：平野委員】

私も反対の立場で発言させていただく。これからプラスチックの分別等が必要になり、これに付随して多大な初期費用がかかってくると、これからのごみ問題は有料でなくてはならないことになる。本市はこういう問題に対して、先進的に取り上げていっていると考えており、この提案には反対する。

【意見：川渕副委員長】

私は上岡議員の提案に賛成した。コロナ禍において、公共料金を値下げすることは市民にとってプラスになるという声も大きいので賛成したが、宮崎議員の質疑を聞いて、確かに4月からの実施はあまりにも厳しいと思った。手数料を下げることについては賛成するが、4月からの施行には反対である。

【意見：上岡真一委員】

私は条例改正に反対である。減量に市民の目が向いていない時期に、手数料を下げると余計ごみが増えると考えている。市民が委員として入っている廃棄物減量等推進審議会でも、手数料を減額しようとする意見がない中で、その審議会を超越してまで議会で決める必要はないと思っている。販売店との契約が満了となる令和6年3月31日までは、このままにしてもらいたい。

【意見：白木委員】

上岡真一委員も言われたように、昨年9月に四万十市廃棄物減量等推進審議会に諮問して、市民も入って十分もんでいただいて、12月17日に答申をいただいている。施行までの期間の問題ではなく、ごみの減量化にもっと取り組んでももらいたい。仮に改正案が出たとしても、大きな根幹の意見としては是正されたとは思わない。

【質疑：宮崎委員外議員】

10月1日に変更なら賛成できるという話を川渕委員が言われたが、コロナ禍で苦しむ市民のためという提案理由を根幹から揺るがすと思う。そもそも最初の提案理由がおかしいものとなり、私や寺尾議員がした質疑が何だったのかということになり、議会の場では通常あり得ない。この場合は、撤回することが基本的なやり方と考える。これだけの変更であれば、撤回も考えていただきたいが、提案者の意見を聞きたい。

【答弁：上岡 正議員】

私も随分悩んだが、宮崎議員が言われることは一理あると思う。私も35年前にごみ袋の担当をしていた。販売店との契約を担当しており、その時は単年契約だった。このことが、4月1日の改正でも対応できる最大の根拠だったが、3年の契約になっていることが分かったため、施行期日を10月1日に延ばしてもらいたい理由である。また、コロナの影響については、10月で収まってくれればいいが、1～2年続くと思っている。

【質疑：宮崎委員外議員】

10月でもコロナの影響がということは重々理解した。単年度ならできると言われたが、契約している販売店は80か所あり、中には大企業との契約もある。4月1日の施行期日までの13日間で、80件分の契約変更を行うことは物理的に不可能と考える。

【答弁：上岡 正議員】

販売店に支払う手数料の額は、指定袋の単価を下げても変えるべきではないとの判断の中、年度交代であれば条例改正が可能と判断した。

【質疑：宮崎委員外議員】

契約書に手数料の率を盛り込んでいる。手数料の額を変えない場合でも、その率を変更するための再契約が必要になってくる。契約期間が単年であっても3年であっても、改正期日を半年延ばすことの根拠が見えてこない。

【答弁：上岡 正議員】

手数料の率を変えるだけならこの販売店も実質損はしない。宮崎議員が心配されることも考慮しての判断にはなっている。

【意見：白木委員】

販売店との契約は数年先までである。率が10%のままだと実入りが減るが、契約の途中で変更することは、普通あまりないことである。契約当事者でないものが口を挟むには無理があると思う。

【質疑：上岡 正議員】

審議会で下げるべきとの答申をもらったならどうなるのか。今の論議では据え置き結論しかないのではないか。

【答弁：白木委員】

今の上岡 正議員の話に答えるとしたら、市民が委員に入っている審議会が出した答申を、3か月

もしないうちに議会で条例改正の提案をすること自体おかしいと思う。

【質疑：上岡 正議員】

では、なぜ市長は諮問したのか。3年契約なので変更できないという論議をしたら、諮問もできなくなると思う。

【答弁：宮崎委員外議員】

平成22年に一般廃棄物処理手数料を値上げした時は、準備を重ねていって、最終的に市民への周知期間を1か月取った。今回も、そのタイミングに合わせて答申を求めており、理にかなった手順を取っていると認識している。契約というものは、双方の意思確認を必要とし、それ相応の下準備があるものであり、そんなに軽いものではない。もう少し詰めて話すと、予算の議案にも絡んでくることとなり、予算措置を伴う条例案を出す場合には、その予算措置が十分可能なことを担保できた状態で出すべきであるということが、地方自治法に書かれている。今回は一度撤回し、もう一回研究された方がいいと思う。

【発言：上岡 正議員】

答弁することはないが。

【質疑：宮崎委員外議員】

地方自治法の解釈はどう思うか。

【答弁：上岡 正議員】

ごもっともな意見と拝聴した。

【質疑：宮崎委員外議員】

地方自治法にはダメとは書いていないが、よろしくないと言文面にある。地方自治法は関係ないという立場か。

【答弁：上岡 正議員】

そんなことは言っていない。執行できると聞いて提案した。ただ、今言われるように、十分な協議をしなかったということは理解している。

【質疑：宮崎委員外議員】

この条例案を可決した場合に、予算執行可能であると言ったのは誰か。

【答弁：上岡 正議員】

私が判断した。誰ということではない。言う必要もない。

【質疑：宮崎委員外議員】

それはおかしくないか。現役の執行部とは一切話をしなかったのか。

【答弁：上岡 正議員】

誰に聞いたかは差し控えたい。

【質疑：宮崎委員外議員】

委員会場で議案の提出根拠を聞いているのに、急に守秘義務と言われると、理由としては甘いのかなと思う。

【答弁：上岡 正議員】

執行部との協議は十分にはしていないが、退職者だったかもしれないし、現職だったかもしれないが、可決になっても予算執行可能ということを知り、自分もそう判断して提案した。受け止め方がどうかは分からないが。

【質疑：宮崎委員外議員】

議員が条例案や予算案を提出する時には、相当な覚悟と責任が必要である。根拠を明らかにして出すものである。いつも上岡議員が執行部に問うていることと一緒に。其れをできていないのに議会が通してしまったら、執行部に示しがつかない。そこをもう一度考えていただきたい。

【答弁：上岡 正議員】

委員長会の委員長として言わせていただく。ここは討論の場ではない。討論は本会議でするものである。

【意見：上岡 正議員】

教民の委員として3人が反対している。議会から条例を出すには、それなりに論議をして、内容についての周知期間もしっかり取るべきである。

※審査終了。

挙手採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決した。

— 小休 —

※事務局より挙手採決の結果について確認。→賛成者なし。

— 正会 —

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。